

20歳になったら国民年金

国民年金は老後や万が一の事態に備え、保険料を納めてお互いを支え合う制度です。

■加入手続き方法

住民票を置いている市区町村の年金担当窓口で加入の申請手続きを行ってください。

■保険料（平成20年度）

月額1万4410円  
月額400円を加算して、  
将来受け取る年金額を増やす付加年金制度もあります。

■保険料の割引（前納制度）

保険料をまとめて前払いすることで保険料の割引が受けられる「前納割引制度」や「早割」があります。

特に口座振替の前納制度は月々現金で納めた場合と比較して、年間3620円（平成20年度）の割引となります。

口座振替の申請は、3月上旬までに行ってください。

■保険料が払えない場合は？

所得が少なく保険料が納められない場合や学生の場合、保険料の納付を猶予する「若年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」があります。

猶予期間は最長10年ありますが、3年目からは一定の額

が加算された保険料を納めていただくこととなります。

■問合せ

○市庁舎本館市民課 年金係  
TEL 0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）  
市民生活係（丹原・小松）

運転免許証のICカード化が始まります

愛媛県警察が平成21年1月4日から発行する運転免許証は、すべてICカード免許証となります。

ICカード免許証は偽造・変造が困難なため不正使用を防止できます。また、本籍を免許証には記載せずICチップに記録するため、プライバシーが保護されます。

※個人情報保護のため、ICカード免許証の発行の際には、暗証番号（数字4桁を2組）の設定が必要です。

※発行手数料は、従来の額に450円加算されます。

■問合せ

○西条交通安全協会  
TEL 0897-56-0110  
○西条西交通安全協会  
TEL 0898-64-0110

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者の方々に特別慰労品を贈呈しています

（独）平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者の「ご本人」に対して、特別慰労品を贈呈しています。

対象となる方は、市庁舎別館社会福祉課、各総合支所市民福祉課にある請求書にて、平成21年3月31日（火）までに請求ください。

■問合せ

（独）平和祈念事業特別基金  
TEL 0120-234-933

中小・小規模企業を全力で応援します

中小企業庁では中小・小規模企業の皆さんの資金繰り支援に万全を期すため、新たな経済対策を実施しました。

■緊急保証制度の対象業種を618業種に拡大しました

緊急保証制度は信用保証協会の100%保証です。責任共有制度の適用はありません。対象となる業種の方は、一般保証8千万円に加えて、別枠で8千万円（担保がある方

は一般保証2億円に加えて、別枠で2億円）までの保証を利用できます。

※対象業種は中小企業庁のホームページで確認できます。

■セーフティネット貸付は業種を問わず利用可能です

セーフティネット貸付は全業種を対象とし、中小企業の方は4億8千万円まで、小規模企業の方は4800万円まで利用できます。特に業況の

go.jp  
<http://www.chusho.meti.go.jp>

厳しい方に対しては、金利の引き下げも行う予定です。

特別貸付は、（株）日本政策金融公庫、沖繩振興開発金融公庫に加え、（株）商工組合中央金庫でも行う予定です。

■問合せ

○四国経済産業局中小企業課  
TEL 087-811-8529

○中小企業庁のホームページ  
<http://www.chusho.meti.go.jp>

下水道 何でもクエスチョン?

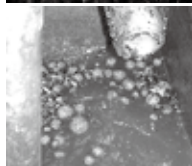
Q：下水処理の仕組みはどうなっているの？① ～砂・ごみなどの除去～

A：現在、西条市における下水処理場での1日の汚水処理量は、約3万立方メートルに及びます。これらの汚水は下水管を通して下水処理場に流入すると、まず「沈砂池・スクリーン」という施設に入ります。沈砂池では汚水に混入して流れてくる砂などを沈め、その後、家庭から出る野菜くずなどをスクリーンで取り除きます。

除去するごみの量が増加すると処理費用も増加するため、野菜くずなどのごみは下水道に流さないようにしましょう。また、汚水中には油も含まれてきます。油は下水の処理機能に支障をきたすだけでなく、固まれば下水管の閉塞の原因になるので、家庭での食器の油汚れはふき取って洗い、大量に油が残った場合は、凝固剤で固めるなどして廃棄物で処分するようにしましょう。



スクリーンで除去した野菜くず（上）写真、下水処理場に流入したポール状の油（下）写真



下水道についての疑問を下記までお寄せください  
市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576  
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271